

(資料二)

平成十九年九月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
島根県青少年の健全な育成に関する条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例	1
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例	2
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	4
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	7
温泉法施行条例の一部を改正する条例	7
都市計画法施行条例の一部を改正する条例	8

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	8
------------------------------	---

平成19年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第114号議案

職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

休息時間を廃止すること。

3 施行期日

平成20年1月1日から施行する。

第115号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用条項等規定の整理

- (1) 地方自治法第8条の規定の施行に関する条例
- (2) 島根県認定こども園の認定基準に関する条例
- (3) 島根県立農業大学校条例

3 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第116号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所

要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する法律の題名の改正

改正前	改正後
貸金業の規制等に関する法律	貸金業法

3 施行期日

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第117号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業について見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

部分休業の定義の改正

改正前	改正後
3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと。	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第118号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

恩給法の改正に準じて、恩給の転給要件について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 重度障害の成年の子への転給について、県の職員等の死亡の当時から引き続き重度障害を有し、かつ、生活の資料を得るみちがない状態にあることを要件とすること。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う規定の整理
- (3) その他規定の整理

3 施行期日

2の(1)及び(3)については公布の日の翌日から、2の(2)については平成20年10月1日から施行する。

第119号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にし得る環境の整備を図るため、職員の育児休業等の制度について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額を調整する場合において、育児休業をした期間について引き続き勤務したものとみなす期間の改正

改正前	改正後
育児休業をした期間の2分の1に相当する期間	育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間

- (2) 再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る改正

ア 育児休業をしている職員が負傷、疾病等により育児休業に係る子を養育することができない状態の継続が見込まれることにより育児休業の承認が取り消された後、職員が養育することができる状態に回復したことを特別の事情として追加すること。

イ 育児休業の終了後、育児休業をした職員の配偶者が3月以上の期間

にわたり子を養育した事情がある場合における当該期間中の養育の様子の改正

改正前	改正後
常態として養育	育児休業その他人事委員会規則で定める方法による養育

- (3) 部分休業の承認の要件から、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間であることを削除すること。
- (4) 引用する条項の整理
- (5) その他規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に復帰した場合における号給の調整について適用する。

第120号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法施行規程の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

支庁の設置並びにその名称、位置及び所管区域について規定を整備すること。

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

第121号議案

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の改正に伴い、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定することができる場合が拡大されたこと等により、財産の無償貸付け等の要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 行政財産は、次に掲げる場合においては、無償又は時価よりも低い価額でこれを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができること。

ア 市町村において市町村道の用に供するとき。

イ 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公共用に供する緑地、公園、ため池その他これらに類する施設の用に供するとき。

ウ 他の地方公共団体において病院、診療所又は助産所の用に供するとき。

エ 他の地方公共団体又は公共的団体において学校若しくは社会福祉事業施設の用に供するとき又は日本赤十字社の業務用施設の用に供するとき。

オ 地震、火災、水害等により著しい災害を受けた地方公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

カ 財産の取得又は保存の費用を負担した者に対して、当該財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定するとき。

キ 県の事務又は事業の遂行上適当であると認めるとき。

(2) (1)の場合において、貸付け等を受ける者の当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげるときは、無償で財産の貸付け等を行うことができないこと。

(3) 普通財産は、貸付け以外の方法による場合においても、貸付けによる場合と同様に無償又は時価よりも低い価額でこれを使用させることができること。

(4) (1)又は(3)の場合においては、財産を使用させるに際し、使用者に用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならないこと。

(5) 引用する条項の整理

(6) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第122号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 都市計画区域を有する市町（アのウ及びイの事務にあつては松江市に限り、イの事務を当該市町が特定行政庁として行う場合にあつては当該市町を除く。）に次に掲げる事務を権限移譲すること。

ア 都市計画法に基づく事務

ウ 国又は都道府県等が行う開発行為についての当該国の機関又は都道府県等との協議

イ 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における国又は都道府県等が行う建築等についての当該国の機関又は都道府県等との協議

ウ ウ及びイの協議の申請の受理

イ 建築基準法に基づく事務

ウ 都市計画区域内等の用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。）における床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等（以下「大規模集客施設」という。）の建築等の許可に係る申請の受理

イ 開発整備促進区の区域における大規模集客施設の用途地域等における建築等の制限の適用除外の認定に係る申請の受理

ウ 防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例の認定に係る申請の受理

(2) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成19年11月30日から施行する。ただし、2の(1)のイのウ及び(3)については、公布の日から施行する。

第123号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第124号議案

温泉法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

温泉法の改正により、各種許可を受けた者の地位を知事の承認手続きにより承継できるとされたことから、それに係る手数料等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 手数料の新設

区 分	手数料の額
土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認	申請 1 件につき7,400円
ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認	申請 1 件につき7,400円
温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	申請 1 件につき7,400円

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

平成19年10月20日から施行する。

第125号議案

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 市街化調整区域に係る開発行為について開発区域の面積が一定の面積を下らない開発行為で市街化区域における市街化の状況等からみて計画的な市街化を図る上で支障がないと認められるものについて開発許可をすることができることとする基準が廃止されたことに伴い、当該基準の面積要件の特例を定めた規定を削除すること。

(2) 引用する条項の整理

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成19年11月30日から施行する。

第126号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、県が徴収する手数料等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 都市計画区域内等の用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を除く。以下「白地地域」という。）における床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等（以下「大規模集客施設」という。）の建築等が制限されたことに伴い、当該建築等の許可に係る手数料を新設すること。

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
白地地域における大規模集客施設の建築等の許可を受けようとする者	申請1件につき 180,000円

- (2) 大規模集客施設の立地を認めることができる新たな地区計画制度として開発整備促進区が創設されたことに伴い、開発整備促進区の区域における大規模集客施設の建築等に関する認定に係る手数料を新設すること。

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
開発整備促進区の区域における大規模集客施設の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,000円

- (3) 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する防災街区整備地区計画の区域における建築物について容積率の特例が設けられたことに伴い、当該特例の認定に係る手数料を新設すること。

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,000円

- (4) 市の建築主事又は指定確認検査機関が求める構造計算適合性判定に係る手数料を新設し、その額は、県の建築主事に対して建築確認を申請し、又は計画を通知する場合における構造計算適合性判定に係る手数料の額と同額とすること。

- (5) その他規定の整備

3 施行期日

2 の(1)及び(2)については平成19年11月30日から、2 の(3)から(5)までについては公布の日から施行する。